

基礎研 レポート

Brexit を踏まえた保険会社の 拠点移転等を巡る動きについて －英国のパスポート権の喪失を見据えた 保険会社及び監督当局の対応－

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777

中村 亮一

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1 はじめに

英国の EU (欧州連合) からの離脱 (Brexit) については、約 1 年前に、保険・年金フォーカス「[英国の EU 離脱 \(Brexit\) は英国の保険会社にどのような影響を与えるのか－財務面・監督規制への影響を中心に－](#)」(2016. 6.29) (以下、「前回のレポート」という) で報告した。

その後、Brexit を巡っては、各種の動きが見られたが、2017 年 3 月 29 日に、英国の Theresa May 首相が、欧州理事会の Donald Tusk 議長に対して、リスボン条約第 50 条を発動して、EU 離脱の意向を正式に表明する書簡を送付したことで、Brexit の手続きが正式にスタートした形になっている。Theresa May 首相は 6 月に総選挙を実施する意向を示し、ここで Brexit の阻止に向けた大きなより戻しの動きがなければ、Brexit に向けて、英国と EU の間の交渉等がさらに進んでいくことになる。

なお、Brexit の内容については、現段階ではソフト Brexit ではなくて、ハード Brexit になる可能性が高いと想定されており、英国に拠点を置いて、EU に事業展開している保険会社各社の今後の対応がますます注目されることとなっている。

今回のレポートでは、Brexit に伴うパスポート権の動向を踏まえての保険会社の拠点移転や新設を巡る動きや保険監督当局の対応状況について、報告する。なお、本家本元である英国の保険監督当局である PRA (Prudential Regulation Authority: 健全性規制機構) の動向については、現時点でパスポート権に関するスタンスが明確でないことや、パスポート権以外の多くの監督・規制に絡む問題が幅広く関係してくることから、これらを含める形の別途のレポートで報告することとする。今回は Brexit による保険会社の欧州拠点の主要な受入先として想定されているアイルランドの保険監督当局の動向について報告する。

また、Brexit によるソルベンシー II 規制や市場への影響等については、今回のレポートでは触れていないので、この点については前回のレポートを参照していただきたい。

2 全体的な状況－パスポート権の現状とその喪失による影響－

この章では、Brexit によるパスポート権に関係する保険会社の影響の全体像について報告する。

1 | 一般的な状況

EU の法律によれば、加盟国における保険会社は、1つの加盟国でのライセンスにより、各個別の加盟国のライセンスを取得しなくても、他の全ての加盟国で、業務を実施し、サービスを提供することができる権利が与えられている。これを「パスポート権 (passporting rights)」と呼んでいる。単一市場のパスポートは、金融機関に EU 全体で、サービスを提供したり、支店を開設する権利を与えることになる。

Brexit が金融機関に与える影響に関連して、FCA(Financial Conduct Authority :金融行動監視機構)は、2016年8月17日に、財務省特別委員会(the Treasury Select Committee)宛に書簡¹を送っている。その中で、欧州の保険会社のパスポート権の状況が明らかにされている。

パスポートにはいくつかの種類があり、企業の活動の種類により、どの指令が適用されるのかによって異なっている。英国ではこれらのパスポートは、一般的に FCA または PRA によって発行されるが、保険会社の場合、最も関連性の高いのは、ソルベンシー II 指令の下での「支店の設立とサービスの提供」についてのパスポートであり、これは PRA によって発行される。

英国金融機関及び英国で事業展開する外国金融機関のパスポート保有状況は、以下の図表の通りである。ここに、「Outbound」は、英国の監督当局によって、英国金融機関が他の EU 加盟国で事業展開することを認めるために発行されたものであり、「Inbound」は、(英国以外の) EU 加盟国の監督当局によって、当該国の金融機関が英国で事業展開することを認めるために発行されたものである。

1つの会社が、対象となる単一市場指令のパスポートを保持することになるが、1つの指令の下で複数のパスポートを保持することになることから、合計パスポート数は、パスポートを使用している会社数を大きく上回ることになっている。特に、英国の「Outbound」パスポートについては、国毎に別々のパスポートが要求されることから、合計パスポート数は大きなものとなっている。

パスポートの保有状況(英国及び英国で事業展開する金融機関)

	Outbound	Inbound
合計パスポート数	336,421	23,532
パスポートを使用している会社数	5,476	8,008
うち ソルベンシー II 指令によるもの	220	726

上記の数値は 2016 年 7 月 27 日時点のものであるが、これによれば、いくつかのパスポートを保有する合計 5,476 の英国金融機関のうち、ソルベンシー II のパスポートを持つ英国保険会社が 220 社あった。

一方で、英国以外の EU 加盟国からのソルベンシー II のパスポート承認を得て英国で事業を行っている保険会社の数は、合計 8,008 の外国金融機関のうちの 726 社であった。

パスポートがなければ、会社は、欧州での事業を継続するために加盟国の監督官庁からの承認を得なければならない。ほとんどの場合、それぞれの国で子会社を設立する必要があることになる。

2 | 英国の保険会社への影響

従って、Brexit により、英国がパスポート権を保持することができなくなった場合、英国以外の

¹ <http://www.parliament.uk/documents/commons-committees/treasury/Correspondence/AJB-to-Andrew-Tyrie-Passporting.PDF>

EU 加盟国で事業展開している英国の保険会社が影響を受ける可能性がでてくる。

この点について、シンクタンクの **Open Europe** が 2016 年 10 月に公表したレポート²によれば、英国の保険業界は他の金融サービス分野に比べて、欧州市場への依存が低く、2015 年において、他の EU 諸国の比率は、保険以外の金融サービスでは 44%であったのに対して、保険では 25%であった。さらに、87%という大多数の保険サービスは、パスポートではなく子会社を通じて提供されており、残りの 13%だけが、パスポートを使用して取引を行っている」と指摘した。ただし、**Lloyd's of London** のみが例外で、ロンドンを拠点とする引受業者のプールが EU 全体のクライアントに奉仕することを認めている現在の規制に依存している、とした。

IMF(国際通貨基金)も、2016 年 6 月の英国の国民投票の前に、多くの保険会社が既に子会社を通じて EU で事業展開しているため、保険業界への影響は相対的に小さいが、**Lloyd's** については、国境を越えた監督上の承認がないと、大幅に影響を受ける可能性がある、としていた。

従って、**Brexit** に対しては、**Lloyd's of London** への影響をカバーするために、英国と EU の間で特別な取り決めを行う必要があるが、多くの保険会社は、既存の EU 諸国における子会社の機能等を拡大することで対応し、一部の保険会社が新しい子会社を設立することで対応することになるだろう、と考えられている。

3 | 英国で事業展開する(英国以外の)EU(又は EEA)の保険会社への影響

英国が EU の加盟国でなくなった場合、英国で事業展開する EEA(欧州経済領域)からの保険会社も影響を受ける可能性がある。現段階では、英国政府や PRA は、EEA からの保険会社のパスポート権の取扱についての立場を明確にしていない。

EU は英国の単一市場へのアクセスを厳しく規制する見通しだと言われている。そうであれば、報復的に英国政府が EEA からの保険会社の英国保険市場へのアクセスについて厳しい規制を課すことも交渉戦略としては考えられることになる。ただし、英国市場において、EEA からの保険会社の存在を失うことは、英国市場にとってむしろ不利益になる可能性がある。さらには、**City** (シティ) の位置付けにさらなるマイナスの影響を与えることにもなりかねない。

いずれにしても、EEA からの保険会社は、英国政府等の方針を勘案しつつ、英国の保険市場で引き続きプレゼンスを保持するのか、その場合に、実質的なパスポート権の継続を期待して、引き続き支店形式を継続するのか、あるいはパスポート権が喪失するリスクを考慮して、子会社の設立を進めるのか、今後の方針を決定していくことが求められてくることになる。

4 | 英国に欧州本部をおいている EU(又は EEA)以外の保険会社への影響

EU 域外の北米やアジア・太平洋地域等からの保険会社は、英国のロンドン等を大陸欧州へのゲートウェイとして位置付けて、欧州本部をおいているケースが多い。こうした会社の場合、英国の保険会社と同様に、英国のパスポート権が認められなくなった場合、EU 加盟国で事業展開を行うためには、英国以外の EU 加盟

² Open Europe のレポート「How the UK's financial services sector can continue thriving after Brexit」
http://2ihmoy1d3v7630ar9h2rsglp.wpengine.netdna-cdn.com/wp-content/uploads/2016/10/0627_Digital_Pages-Open_Europe_Intel-Thriving_after_Brexit-V1.pdf

国に拠点となる子会社等を設立して、本部を移転する必要がでてくることになる。

(参考) 欧州大手保険グループ等への影響

基礎研レポート「[欧州大手保険グループの 2016 年決算状況について \(1\) - 低金利環境下での各社の生命保険事業の地域別の業績や収益状況はどうだったのか](#)」(2017.4.25) 及び「[欧州大手保険グループの 2016 年決算状況について \(2\) - 低金利環境下での各社の生命保険事業の地域別の業績や収益状況はどうだったのか](#)」(2017.4.26) で取り上げた欧州大手保険グループ 7 社のうち、英国の生命保険事業がグループ全体の中で相対的に大きなプレゼンスを有しているのは、英国を親会社国とする Prudential と Aviva に加えて、Aegon と Zurich の合計 4 社である。AXA と Allianz と Genarali のそれぞれのグループ会社の生命保険事業の中における英国のプレゼンスは、現時点での数値に基づけば、あまり大きくない。先の 4 社は Brexit に伴うパスポート権への影響について、2016 年の Annual Report や 2017 年第 1 四半期の公表資料等において、以下の通り述べている。

- ①Prudential : 基本的にはグループに対して、最低限の戦略的及び財務的な影響しか与えない。
- ②Aviva : 大多数の事業は各国の子会社ベースで行われているため、大きな影響はない。
- ③Aegon : 英国に子会社を有していることから、直接的な影響はない。
- ④Zurich : 英国に子会社を有しているが、Brexit の動向は懸念事項である。

また、英国の Prudential、Aviva 以外の主要保険会社の反応は、以下の通りである。

- ①Legal & General : EU 市場からのリスクエクスポージャーは最小限度である。
- ②Standard Life : 法制や規制への影響やパスポート権についての不透明性についての懸念を有している。

このように、欧州の大手保険グループや英国の主要保険会社にとっては、Open Europe 等が述べているように、Brexit に伴うパスポート権に関係する直接的な影響については管理可能 (Manageable) なようである。

ただし、各社とも、今後の英国や EU におけるソルベンシー II 規制等の動向の不透明性や市場に与える影響についての懸念を表明しており、こうした観点からは、Brexit は経営にとって引き続き重要な関心事項となっている。

3—ABI(英国保険会社協会)の反応

ABI(Association of British Insurers : 英国保険会社協会) は、前回のレポートで報告したように、Brexit に関する国民投票後の 2016 年 6 月 23 日にコメントを公表したが、その後も例えば以下のコメント等を公表している。

まずは、2016 年 12 月 7 日に開催されたアイルランドの保険業界団体である Insurance Ireland の INED(Independent Non-executive Director)セミナーにおいて、ABI の事務総長である Huw Evans

氏は、以下の概要のスピーチを行っている³。

この中で、Evans氏は「英国内外のパスポートの保持」を5つの主要な要請の1つに掲げている。

2016年12月7日

ABIはBrexitに続く移行期間に「明確なコミットメント」を求める

ABIの事務総長であるHuw Evans氏は、本日、英国政府は、Brexitに続いて、「高レベルの移行実施期間に、欧州のパートナーと早期に合意することを明確に約束すべきである。」と述べた。

Evans氏は、ダブリンのInsurance IrelandのINED Seminar 2016において、この約束がなければ、Brexitの影響を最も受ける英国保険会社は、最終的なBrexitの取引が明らかになる前に、英国から離れる決定を下す可能性がある、と警告した。

Huw Evans氏は、以下のように述べた。

「Brexitに関する5つの重要な要請を支えているのは、2019年の英国のEU加盟の終わりから新しい関係が広範に確立されるまでの実施期間の必要性に対する持続的なフォーカスである。これは、両者の大きな変化をもたらす賢明な方法であるだけでなく、早期に合意すれば、Brexitの影響を最も受ける企業が2017年に英国の事業規模を縮小することに迅速な決断を下さないようにするオプションを提供する。

「政府は、EUと英国の双方に経済的なショックを与えないよう、高レベルの移行実施期間に欧州のパートナーと早期に合意することを明確に約束するよう政府に要請する。これは双方の関心事であり、弱い交渉の兆候ではなく、2019年以降の金融システムの円滑な運営を最大限にするために不可欠である。」

「このような約束がなければ、移転を検討している保険会社が、決定を前進させるかどうかについて長期的視点を取ることにについてのインセンティブがほとんどなくなる。」

9月に、ABI理事会で合意され、設定された5つの主要な要請は、以下の通り

- ・英国市場に適した規制環境の確保
- ・英国内外へのパスポートの保持
- ・個人と非個人のデータがどのように保護されているかの複雑さの窮地を避けるためのEUのデータ保護制度の密接な反映
- ・EU内外の高度に熟練した専門家の雇用を可能にする改良された将来の移民政策
- ・海外の金融サービス市場、特にインドと中国における規制対話と国際合意への強いフォーカス

さらに、2017年3月29日には、Theresa May首相のリスボン条約第50条発動を受けて、以下のコメントを公表⁴している。

³ <https://www.abi.org.uk/news/news-articles/2016/12/abi-calls-for-clear-commitment-to-a-transitional-implementation-period-following-brexit/>

⁴ <https://www.abi.org.uk/news/news-articles/2017/03/article-50-starts-a-process-absolutely-crucial-for-the-uks-future-success/>

2017年3月29日

第50条は「英国の将来の成功のために絶対に重要な」プロセスを開始する

ABI 事務総長である Huw Evans は、英国の EU 加盟プロセスを開始するための第 50 条の発動についてコメントした。

「これは大きな意味を持つ瞬間であり、英国の将来の成功に絶対に不可欠なプロセスの始まりを象徴している。今後 2 年間は簡単ではないが、英国と EU 27 カ国のためにワークする取引を確保することは誰にとっても大変重要だ。ABI は、保険と長期貯蓄業界が課題を克服し、Brexit が提供する機会を掴むために懸命に働いている。これを実現するためには、過去 40 年間の規制上、商業上、政治上のパートナーシップを構築し、欧州の友人や隣人と仕事、貿易、旅行、協力する新しい方法を見つけ出す必要がある。」

最近では、2017年5月12日に、BIBA (The British Insurance Brokers' Association : 英国保険ブローカー協会) において、Huw Evans 事務総長は、以下のように述べている。

2017年5月12日

BIBA で Brexit について話す (抜粋)

この業界の最も大きな技術的問題は—ロンドン市場、個人向け市場、そして長期的な貯蓄の側面—は、過渡的合意を超える長期的な負債を有する既存契約をどのように処理するのか、企業がこれらの契約にどのようにサービスできるようになるのだろうか、ということである。多くの大陸の市場では、請求の支払いまたは請求の履行は、その国で事業を行う権限がある場合にのみ、法的に行うことができる。

現時点では、単一市場ではパスポートの出入りが認められているので、これは簡単に行えるため、障壁はない。しかし、離脱後も、我々のメンバーは契約上の義務を履行する立場にとどまる可能性があるが、明確な戦略や規制の枠組みがなければ、合法的にそうすることは不可能になる。例えば、取締役および役員の保険契約は、10年後に請求を見ることになる可能性があるが、メンバーがベルギーで営業を認められていない場合、ベルギーでその請求を支払うことは違法かもしれない。

私たちはこれらの顧客にサービスが提供されることが可能になるように解決策を得なければならない。それには政治的合意と規制協定が必要であり、今すぐ開始する必要がある。それは最後の瞬間まで残しておくことはできない。これは、6月8日以降にいかなる新たな政府が結成された場合でも、大声で明確に伝えていくものである。

4—Lloyd's of London の動向—ブリュッセルに新しい欧州保険会社を設立—

Lloyd's は 2017年3月30日の2016年の業績発表において、ブリュッセルに新しい欧州保険会社を設立すると発表した。Lloyd's の CEO の Inga Beale 氏は、同社が規制当局の承認を受けて、2019年1月1日の更新シーズンに向けて事業を開始する意向であると述べた。

Lloyd's は、以前、2016年6月の英国のEUからの離脱という投票を受けて、EU内のパスポート権を確保するために、EU内のダブリン、ルクセンブルク、フランクフルト、ブリュッセル、マルタの5都市を候補地として、子会社設立の検討を進めていると述べていた。

Inga Beale氏は、ブリュッセルを選んだ理由について、「ブリュッセルは欧州の中心に位置しており、堅固な規制枠組みを提供するという重要な要素を満たしており、Lloyd's が顧客に専門家による保険引受専門知識を提供し続けることを可能にする。」と述べた。

なお、2015年において、Lloyd's の総収入保険料のうち、EEAからの収入保険料は29億ポンドで11%を占めていた。Open Europeによれば、そのうちパスポート権に直接依存しているのは8億ポンドとなっている。

Lloyd's のプレス・リリースの内容は、以下の通りである。

2017年3月30日

Lloyd's は、ブリュッセルで EU 保険会社を開設

専門の保険および再保険市場である Lloyd's は、ブリュッセルに新しい欧州保険会社を設立すると発表した。Lloyd's の CEO の Inga Beale 氏は、Lloyd's は規制当局の承認を受けて、2019年1月1日の更新シーズンに向けて事業を開始する意向である、と述べた。

会社は、英国が EU を離脱した後も、Lloyd's 市場の革新的なソリューションへの継続的なアクセスを顧客やパートナーに提供しつつ、EU 加盟 27 カ国と EEA 加盟国 3 カ国のリスクを引き受けることができる。

Lloyd's の Inga Beale 氏は、次のように述べた。

「英国が EU を離脱しても中断することなく事業を継続できる効果的なソリューションを市場と顧客に提供することが重要だ。」

「ブリュッセルは欧州の中心に位置しており、堅固な規制枠組みを提供するという重要な要素を満たしており、Lloyd's が顧客に専門家による保険引受専門知識を提供し続けることを可能にする。」

「この重要な欧州のアクセスを効率的に提供することで、このベンチャーが市場を提供する機会には非常に興奮している。」

英国政府は第 50 条を発動させたが、少なくとも 2 年以上にわたって EU の正式加盟国であり続けているため、この間に引き受けられた既存の契約、更新、または新契約（複数年契約を含む）についての即時の影響はない。

Inga Beale 氏は、以下のよう述べた。

「英国政府と EU が、英国が正式に EU を離脱しても、可能な限り最良の条件の下で事業を継続することを可能にする協定を交渉することは、重要なことである。我々が相互に有益な合意に至ることは、シティだけでなく欧州にとっても重要なことであると信じている。私たちはできる限り最善の方法で政府を支援する。」

5—保険会社の動向

保険会社の中で、これまで具体的に、欧州事業の拠点を英国から他の EU 加盟国の都市に移転する意向を公表している会社もあるので、この章では、そうした会社について報告する。

1 | AIG は、ルクセンブルグに保険会社を設立

AIG は、2017 年 3 月 8 日にプレス・リリース⁵を行って、「ルクセンブルグに保険会社を設立し、英国が EU を離脱しても、この保険会社を通じて、EU とスイスへの継続的なアクセスを確保する。」との計画を公表した。

AIG は、現在、英国を拠点とする AIG Europe から、EEA とスイスに支店を開設することで、欧州での事業を展開している。今回の計画によれば、規制当局の承認を得て、2019 年から、①英国の事業を行う英国の会社、②EEA とスイスの契約を各管轄地域における支店から引き受けるルクセンブルグの会社、の 2 つの子会社を持つことになる。

なお、AIG は、英国から、欧州事業を引き続き支援する、としている。

AIG Europe の CEO の Anthony Baldwin 氏は、「これは、EU からの英国の離脱が最終的にどのような形になろうとも、AIG が市場展開を推進していくことを確実にするための決定的な動きである。AIG は、英国保険市場の継続的な耐性力に好機を見い出している。ルクセンブルグの会社は、既存の構造を補完し、単一の欧州モジュールの一部となる。」と述べた。

また、ルクセンブルグを志向している理由について、「EU の創設メンバーであるルクセンブルグは、我々の主要市場の多くに近い欧州大陸において、豊富な経験と尊敬される監督当局を有する安定した経済で堅固なロケーションを提供している。」と述べた。

AIG は、2016 年の段階では、ダブリンを含む 5 つの都市を候補地として検討していると述べていた。AIG は 5 年前にグループの拠点をパリからロンドンに移転し、資本の集約や単一の規制当局による恩恵を享受していた。

2017 年 3 月 8 日

AIG は、ルクセンブルグの保険会社を設立、英国本部を維持しながら EEA とスイスに事業展開

アメリカン・インターナショナル・グループ (NYSE : AIG) は、英国が EU を離脱した場合に、EEA とスイスにおけるビジネスの円滑な運営を継続することを確実にするために、ルクセンブルグに保険会社を設立する計画を発表した。

2019 年から、AIG は欧州に 2 つ、1 つは英国の契約を引き受けるために英国に、1 つは EEA とスイスに支店を持ち EEA とスイスの契約を引き受けるためにルクセンブルグに、の保険子会社を設立することを計画している。AIG は現在、EEA とスイスに支店を持ち、英国に本拠を置く単一の保険会社である AIG Europe Limited から欧州の契約を引き受けている。英国は欧州における AIG の最大の単一事業である。AIG は、AIG が投資と成長を続ける中核市場である英国から、欧州事業を支援し続ける。

⁵ <http://www.aig.com/about-us/news-and-media>

AIG Europe の CEO の Anthony Baldwin 氏は、次のように述べている。

「これは、EU からの英国の離脱が最終的にどのような形になろうとも、AIG が市場展開を推進していくことを確実にするための決定的な動きである。AIG は、英国保険市場の継続的な耐性力に好機を見い出している。同時に、私たちは、お客様とパートナーが英国の EU 離脱から何の混乱も経験しないようにしている。当社のルクセンブルクの会社は、既存の構造を補完するものであり、当社の単一の欧州モジュールの一部となる。」

EU の創設メンバーであるルクセンブルグは、我々の主要市場の多くに近い欧州大陸において、豊富な経験と尊敬される監督当局を有する安定した経済で堅固なロケーションを提供している。

提案された再編は、規制当局の承認を条件として、2019 年第 1 四半期に完了する予定である。

2 | QBE は、欧州本部をロンドンから他の EU 加盟国に移転

QBE は、オーストラリア最大のグローバルな保険会社であり、オーストラリア、米国、欧州及びアジア・太平洋の 37 カ国で事業展開しており、世界のトップクラスの損害保険会社である。

QBE の Marston Becker 会長は、2017 年 5 月 3 日に開催された年次株主総会において、新たな拠点の候補地を明らかにすることはせずに、Brexit 後の他の EU 加盟国への市場アクセス権を維持するために、欧州本部をロンドンから他の EU 加盟国に移転する計画があることを表明⁶した。

QBE の 2016 年の保険料総額 144 億ドルのうちの 40 億ドルが、英国を含む EU 地域からのものであった。

2017 年 5 月 3 日

会長声明

Brexit の英国経済への影響は、第 50 条が発動されていることから、英国がその出口を正式化するための 2 年間の期間が現在進行中であることが明らかになるまでに時間がかかるだろう。この現実のために事業を準備する必要がある。また、英国の保険会社が他の EU27 カ国で享受していた既存のアクセス権は維持されないと仮定している。これは、我々の Lloyd's の事業に加えて、QIEL と QBE Re に影響を与える。Lloyd's の事業には Lloyd's によって導入される別の Brexit 対応計画が適用されることになる。

EU 事業の新しい拠点の設立についての私たちの計画と交渉は十分に進捗しており、2018 年の更新に向けての解決策があると想定している、と報告できることを嬉しく思っている。

3 | Hiscox は、ルクセンブルグに子会社を設立

Hiscox は、バミューダに本店をおき、ロンドン市場に上場している保険会社であり、主に市場のニッチな分野を専門とし、企業や高額資産家を対象とした損害保険を提供し、ハッキング、誘拐、サテライト被害などのリスクをカバーしている。会社は FTSE 250 インデックスの構成会社である。

Hiscox は 2017 年 5 月 9 日に行われたその第 1 四半期の業績発表において、「Brexit に対して EU 子会社をルクセンブルグに設立し、コンプライアンス、リスク、内部監査などのコア機能を担うチーム

⁶ <https://www.group.qbe.com/investor-centre/annual-general-meeting>

を募集し、既存の組織を補完する。」ことを公表⁷した。

ルクセンブルグを選択した理由について、「ルクセンブルクは、プロビジネスの立場、強力な金融サービスの経験、そして高い評価を得ている規制当局のため選ばれ、多くの主要市場に近接している。」と説明している。

2017年5月9日

EU 子会社

今日我々は Brexit に対応して、ルクセンブルクに新しい欧州子会社を設立することを発表する。欧州における Hiscox のリテール事業は全て、この新しい EU 子会社を通じて行われる。EU 27 カ国のうち 7 カ国に 350 人を超える既存の欧州事業は、引き続き中断することなく運営される。ルクセンブルクでは、コンプライアンス、リスク、内部監査などのコア機能を担うチームを募集し、既存の組織を補完する。

設立のプロセスはすぐに始まる。規制当局の承認を条件として、2019年3月より前倒しで、顧客、ブローカー、ビジネスパートナーのスムーズな移行を確実にものにするため、リストラを完了する予定である。

ルクセンブルクは、プロビジネスの立場、強力な金融サービスの経験、そして高い評価を得ている規制当局のため選ばれ、多くの主要市場に近接している。

4 | Markel は、ミュンヘンに子会社を設立

Markel は、米国ヴァージニア州リッチモンドに本店がある保険会社であるが、専門的な保険商品を販売し、多様なニッチ市場で事業展開する金融持株会社である。

Markel は、2017年5月18日に、「Brexit の交渉結果がどのようなものであれ、Markel が EU27 カ国の顧客の保険ニーズを満たすことができることを確実にするために、ミュンヘンにドイツの保険会社を設立する計画である。」ことを公表⁸した。

これによると、Brexit 交渉終了予定の 2019年3月29日までに、新保険会社を設立し、資本化する予定である。Markel は、現在、完全所有子会社の Markel International を通じて、ロンドン・ベースのプラットフォームおよび世界中の支店からグローバルに事業展開しており、Markel International は、2012年からミュンヘン支店を通じてドイツで事業を行っている。

Markel International の社長、William Stovin 氏は、「これは我々にとって重要な戦略的進展である。ロイズ・シンジケートを通じて国際的なビジネスを引き受けていく一方で、欧州の国内市場ビジネスの強力な基盤を築き上げたい。ドイツで保険会社を設立することで、これを実現し、欧州大陸での他の機会を追求する柔軟性を得ることができる。」と述べた。

⁷ <http://www.hiscoxgroup.com/news/press-releases/2017/09-05-2017.aspx>

⁸ <http://www.markelcorp.com/-/media/news/2017-5-18-markel-munich-announcement.pdf>

2017年5月18日

Markel は、EU27 カ国の成長戦略を支援するために、ミュンヘンにドイツの保険会社を設立する計画である。

Markel Corporation (NYSE : MKL) は、Brexit 交渉の結果がどのようなものであれ、Markel 保険会社が EU27 カ国の顧客の保険ニーズを満たすことができることを確実にするために、ドイツ連邦金融監督当局 BaFin との協議の後、ドイツの保険会社を設立するための規制当局への承認申請を予定している、ことを本日公表した。

規制当局の承認を条件として、Markel は、2018 年上半期まで、いかなる場合においても Brexit 交渉終了まで、延長されない限り、2019 年 3 月 29 日の締結期限までに、新保険会社を設立し、資本化する予定である。

Markel は、完全所有子会社の Markel International を通じて、現在、ロンドン・ベースのプラットフォームおよび世界中の支店を通じて、グローバルに事業展開している。2012 年以来、Markel International は、新しい会社の基礎となるミュンヘンの支店を通じて、ドイツで事業を行っている。

Markel の共同 CEO の Richard R. Whitt 氏は、次のように述べている。「私たちは、グローバルなビジネスの構築と拡大に注力している。つまり、欧州大陸事業の収益成長戦略に尽力している。ドイツに新しい保険会社を設立することは、Markel の能力を向上させるだろう。」

Markel International の社長、William Stovin 氏は、次のように述べている。「これは我々にとって重要な戦略的進展である。ロイズ・シンジケートを通じて国際的なビジネスを引き受けていく一方で、欧州の国内市場ビジネスの強力な基盤を築き上げたい。ドイツで保険会社を設立することで、これを実現し、欧州大陸での他の機会を追求する柔軟性を得ることができる。」

6—監督当局の動向

Brexit が実現した場合、EU の単一市場へのアクセスを維持するための金融機関の移転先として、英語圏のダブリン⁹は有力な候補地として考えられている。

これを受けて、アイルランドの保険監督当局である CBI (Central Bank of Ireland: アイルランド中央銀行) も、金融機関を迎えるべく、前向きに取り組んでいる。CBI は、ソルベンシー II の実施を監督する必要性と Brexit 関連の動きの可能性への対応を考慮して、2016 年に保険専門スタッフを 4 分の 1 以上増加させたが、2017 年前半にさらに増加させる計画を立てている、とのことである。

CBI の保険監督責任者 Sylvia Cronin 氏は、2017 年 3 月 9 日に開催された KPMG が主催するイベントでスピーチ¹⁰を行っているが、その中で Brexit に関して、以下のように述べている。

「2016 年 11 月以降、CBI は(再)保険会社からの承認申請を 5 件受け取り、少なくとも 5 件の追加申請を予定している。」「さらに、認可を議論するために約 20 の保険会社と連絡を取った。」

⁹ アイルランドの第 1 公用語はアイルランド語であり、英語は第 2 公用語であるが、実質的には殆どの地域で日常的に英語が使用されている。

¹⁰ <https://www.centralbank.ie/news/article/director-of-insurance-supervision-sylvia-cronin-at-kpmg-event>

これにより、約 30 の（再）保険会社が、Brexit に伴いアイルランドに移転することを選択肢として検討していることが示されている。

さらに、「保険会社は、他の金融部門とは異なり、一般的に、拠点に関する戦略を実行する前に、第 50 条が発動するのを待っているわけではない。」と述べた。

アイルランドへの移転を認める重要な要件として、「申請者は、ビジネスがアイルランドから実行され、意思決定がここで行われることを私たちに示す必要がある。申請をレビューする際には、ここに実質的な存在があることを納得させる必要がある。ここで意思決定が行われるということである。アイルランドにおける人材の適切なレベルとプロフィールを持つことは、アイルランドから事業が運営されていることの大きな指標となる。」等と述べており、アイルランドにおいて、実質的な意思決定が行われている等の適切な基準を満たしていなければならない、としている。

さらに、「一部のビジネスモデルは他のビジネスモデルよりもリスクが高く、より多くのセーフガードを必要としている。たとえば、欧州全体での海外リスクの引受けには、こうした市場の深い知識と専門知識が必要となる。」としており、適切なリスク管理を備えたビジネスモデルのみがアイルランドで承認される、との考え方を示している。

2017 年 3 月 9 日

Sylvia Cronin 氏、保険監督担当ディレクターの KPMG イベントでのスピーチよりの抜粋 (Brexit)

私があなたに話したい最後のテーマは、Brexit である。Brexit は、外部環境による主要な方向転換である。EU を離脱する方法についてのロードマップはない。このイベントの前例のない性質は、影響を評価するのを困難にし、明確な経路を指し示すことを大変なものとする。第 50 条が発動される前に起こっている交渉の制限のため、私たちは確かにほとんど、そして細かいことはさらにわからない。

将来の取引協定、同等性、国境を越えた「パスポート」の発行など、多くのことを議論し、解決する必要がある。資本の流れと規制への影響は、時間の経過と共に現れる。

Brexit にはいくつか確実性がある。英国は単一市場のメンバーにとどまるつもりはないが、その市場へのアクセスを求めるだろう。Brexit は、それが英国にクロスボーダーで販売しているアイルランドの会社であろうと、サービスの自由や設立の自由に基づいてアイルランドで販売している英国の会社であろうとも、アイルランドの業界に直接的影響を与える。中央銀行は、企業が直面している Brexit 関連の不確実性の一部を軽減するために、当社の規制および監督責任に関する透明性、一貫性および予測可能性の基準を維持することにコミットしている。

将来的には、英国の保険規制制度はソルベンシーII と同等の水準にとどまると予想している。また、PRA がソルベンシーII の主要な側面の多くを推進する最前線にあったのと同様に、今後もグローバルな規制基準の設定と実施においてこれが継続していくと見ている。

Brexit とアイルランドの保険業界に関する解説の多くは、現在パスポート権を維持するためにアイルランドに設立しようとしている英国で認可されている会社に関する期待に焦点を当てている。私は

アイルランドの保険または再保険事業の認可申請に関する最近の活動に関連していくつかの情報をあなたと共有したいと思う。

11月以降、私たちは保険または再保険事業の認可申請を5件受けた。さらに5つの会社が、そのような認可を申請する確固たる意思を示している。私たちは別の約20の保険会社と連絡を取り、承認を議論した。他の金融部門とは異なり、保険会社は、一般的には、拠点に関する戦略を実行する前に第50条が発動されるのを待っているわけではない。

我々は、どのような申請者との議論や関与にもオープンである。当社のウェブサイトには、当社の承認方法に関する広範な情報が掲載されている。法律で定められた要件を遵守していることを証明しない限り、企業は認可されない。認可の申請を決定する際には、EUの法律に基づいて作成された明確かつ公表されたルールとプロセスに従い、消費者を保護するという当社の義務に従う。当社の欧州のカウンターパートは、同じルールを使用して承認申請を評価している。規則の完全性と均質性、規制裁定を回避するという我々の決意を守るために、EUには監督当局の集団的コミットメントがある。

認可のための重要な要件は、アイルランドにおける実質である。申請者は、ビジネスがアイルランドから実行され、意思決定がここで行われることを私たちに示す必要がある。申請をレビューする際には、ここに実質的な存在があることを納得させる必要がある。ここで意思決定が行われるということである。アイルランドにおける人材の適切なレベルとプロフィールを持つことは、アイルランドから事業が運営されていることの大きな指標となる。

また、企業が直面しているリスクの管理に積極的に従事していることや、商品の適合性から請求の扱いまで、顧客の関心が契約提案の中心であることを確実にするという安心感が必要となる。このようなビジネスモデルがすでにアイルランドに存在するか否かにかかわらず、リスクの特定と管理を念頭に置いた適切なビジネスモデルを持つ企業は、消費者のニーズ、適切な商品、健全な財務、強力な取締役および役員に焦点を当てている。

いくつかのビジネスモデルは他よりもリスクが高く、より多くのセーフガードが必要となる。例えば、欧州全体で外国のリスクを引き受けるモデルでは、これらの市場の深い知識と専門知識が必要となる。ビジネスモデルは、アイルランドの貸借対照表上で外国の管轄区域における極端なリスクを負ったり、不適切と広く見なされている商品を販売するなど、よく考えられていない可能性がある。

企業が私たちの期待を満たし、提出に成功した場合、既存の企業に現在適用されているのと同じ規制および監督活動の対象となる。Brexitは、単に承認のための承認をもたらすだけでなく、ここで確立しようとするビジネスが適切な標準と品質を有していることを我々が保証していることを強調しておくことが重要である。

中央銀行が、適切な時点までアウトソーシングおよび/またはインソーシングを行うこと自体は、困難ではない。そのようなアプローチは多くのビジネスモデルの一部を形成し、それ自体は問題とはみなされるべきではない。この点で我々の焦点は、彼らが健全な実践に沿ってうまくやっていることを確実にすることにある。特に、活動が委託されているものの、責任は委任されていない可能性がある、というソルベンシーIIに置かれている原則に密接に焦点を当てている。私たちは常に、そのようなア

ウトソーシングを効果的に監督し、管理するためにエンティティ内に専門知識と年功序列があることを確認したいと考えている。企業は、規制された活動の重要な部分を効果的に中止している範囲でアウトソースすることはできない。

保険監督当局は、約 200 の保険会社が認可会社に登録されていることで証明されているように、企業を認可する上でかなりの経験を有している。スタッフの補完は、来ている申請を処理するために必要な追加リソースを反映しており、必要が生じた場合は緊急時に備えている。これらの要素を合わせると、期待される承認活動とそれに伴う新会社の監視のための設備が整っていることを意味している。

中央銀行はアイルランドの金融サービスの開発を促進する権限をもちや持っていないことに注意することが重要である。私たちは過去にこのような任務を遂行しており、これが認可と監督の立場を損なうと判断された。これが私たちの役割を規定する法律から削除されたのは正当な理由がある。むしろ、私たちは安定を促進し、消費者を保護する明確な任務を持っている。

さらに、最近では、CBI の政策&リスク担当ディレクターの Gerry Cross 氏が、2017 年 5 月 9 日に、New York において、Brexit 問題の進展について、スピーチしている。

その中で、「中央銀行は、欧州事業をアイルランドに再配置することを検討している英国企業からの重要な関心を観察している。」と強調するとともに、「中央銀行の認可に対するアプローチは、構造化されており、透明で予測可能である。」と述べた。さらに、Brexit 関連の認可に対する一貫したアプローチを達成するために、欧州監督当局が重要な役割を果たしている、と述べた。

2017 年 5 月 9 日

Brexit の進展 - Gerry Cross 氏、政策&リスク担当ディレクターのスピーチ

- ・中央銀行は高水準な Brexit 関連活動を引き続き見ている
- ・中央銀行の承認に対するアプローチは、構造化されており、透明で予測可能である
- ・Brexit との関連における欧州監督当局の重要な役割

Gerry Cross 氏、政策とリスク担当ディレクターは、New York の Brexit 朝食セミナーで、

Brexit によって形成された不確実性の中で、中央銀行は、欧州事業をアイルランドに再配置することを検討している英国企業からの重要な関心を観察している、と強調した。

Cross 氏は、中央銀行の認可に対するアプローチは、構造化されており、透明で予測可能である、と述べた。意義あるサイズや重要性のある申請では、専用チームが主導的窓口とともに設けられる。「我々は、部門別に規制しているが、緊密に調整が図られ、適切に統合されたアプローチを採用している。」と付け加えた。

Cross 氏は、様々な管轄地域における Brexit 関連の認可に対する一貫したアプローチを達成し、規制裁定取引の機会を制限するために、欧州当局によって行われた重要な作業を歓迎した。ECB（欧州中央銀行）と欧州監督当局による最近の進行中の作業は、企業が許可と監督のアプローチが異なる以外の理由に基づいて立地決定を行うべきであることを意図している。

Brexit と中央銀行と企業の相互関係については、「中央銀行では、認可申請や既存事業の拡大が予想される。私たちは既に、これらのいくつかがやって来ているか、意図が示されているのを見てきた。」彼は、全面的な状況については、しばらくはわからない、と付け加えた。

ダブリンは、確かに英語圏にあり、しかもロンドンに近接していることから、特に英国の保険会社にとって、適切な移転先であると考えられている。ただし、ロンドン市場が弱体化していくのであれば、ダブリンに移転することのメリットも低下するのではないかとも言われている。

7—まとめ

以上、ここまで、**Brexit** に伴うパスポート権の動向を踏まえての保険会社の拠点移転や新設を巡る動き及び保険監督当局の対応状況について、報告してきた。

これによれば、保険会社の場合、その事業の特性等から、これまでも EU 加盟国内で他国に事業展開する場合に、多くのケースにおいて子会社の設立等が行われてきていることから、**Brexit** に伴うパスポート権に絡む影響については相対的にそれほど大きくないと想定されている。ただし、これまで、英国での拠点をベースに事業展開を進めてきた保険会社もあることから、こうした会社は、欧州事業の中心となる拠点を、ロンドン等の英国から、ブリュッセル、ルクセンブルグ、ダブリン等に移転することを検討し、実際に決断してきているようである。

現時点では、こうした会社の方針を対外的に明確にしている保険会社は限定されているが、Lloyd's のように影響が大きいと想定される会社については、迅速な意思決定を対外的にも公表することで、今後の **Brexit** の議論の行方に関わらず、不透明性を排除して、顧客等への安心感も訴求していく方針を採用している。

いずれにしても、今後 6 月の英国の総選挙が終了し、**Brexit** に向けての英国の姿勢がさらに揺るぎないものになってくることが確認されれば、各社の方針決定に向けての動きが加速され、順次対外的な公表を行う会社も増加してくるものと想定される。実際に、アイルランドにおける CBI の報告からは、そのための準備等に向けた保険会社の動きが確認されている。

今回は英国の監督当局の PRA の対応やその対応等を踏まえての英国等の保険会社の対応については触れていない。さらには、ソルベンシー II 規制への影響等についても採り上げていない。これらのテーマについては、別途のレポートで報告することとする。

今後とも、**Brexit** を巡る保険会社や保険監督当局の対応については、多くの注目を浴びていることから、引き続き注視していくこととしたい。

以上